

京都市訓令甲第 16 号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

第1条中「，寮長」を削る。

第4条中「児童福祉センター及び保健所」を「保健所及び児童福祉センター」に，「児童福祉センターに」を「保健所に」に，「院長」を「所長」に，「保健所に」を「児童福祉センターに」に，「所長」を「院長」に改める。

別表第1第1類の款保健福祉局子育て支援部の項及び保健福祉局保健衛生推進室の項を次のように改める。

保健福祉局健康長 寿のまち・京都推 進室	保健所
保健福祉局医療衛 生推進室	衛生環境研究所
子ども若者はぐく み局子ども若者未 来部	子育て支援総合センターこどもみらい館，児童福祉センター

別表第1第2類の款保健福祉局保健衛生推進室の項中「保健福祉局保健衛生推進室」を「保健福祉局医療衛生推進室」に改め，「桃陽病院，」を削り，同項の次に次の1項を加える。

子ども若者はぐく み局子ども若者未 来部	桃陽病院
----------------------------	------

別表第1第3類の款を次のように改める。

第3類	子ども若者はぐく み局幼保総合支援 室	保育所，保育所分園
-----	---------------------------	-----------

別表第2事業所の長の項第6号中「並びに個人情報の取扱いの是正」を削る。

別表第2次長（歴史資料館次長を除く。）、美術館事務局長及び副園長の項中「及び副園長」を「副園長及び子育て支援総合センターこどもみらい館事務局長」に改める。

別表第2事業所の庶務を担当する課長（市税事務所市民税室市民税第一課長及び法人税務課長、固定資産税室固定資産税第一課長並びに納税室納税推進課長を含む。）、市税事務所支所センター長及び歴史資料館次長の項第11号中「許可」の右に「又は1件賃料月額10,000円以下の普通財産の貸付け」を加える。

別表第2歴史資料館次長及び衛生環境研究所の課長の項第6号及び課長（衛生環境研究所の課長を除く。）、室の庶務を担当する課長（市税事務所市民税室法人税務課長を含む。）、市税事務所支所センター長、動物園生き物・学び・研究センター長及び部長の項第6号中「並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なもの」を削る。

別表第2地域リハビリテーション推進センター所長の項第2号中「よる」の右に「短期入所、」を加える。

別表第2衛生環境研究所長の項を次のように改める。

衛生環境研究所長	(1) 軽易な集会，行事，催物その他これらに類するものの開催の決定に関する事。
子育て支援総合センターこどもみらい館長	(1) 所管業務に係る事務事業の計画及び実施に関する事。 (2) 市長祝辞，式辞，賞状等の作成に関する事。 (3) 軽易又は定例の講習会，講演会等の開催に関する事。 (4) 子育て支援総合センターこどもみらい館（以下「こどもみらい館」という。）の施設の管理及び施設内の取締りに関する事。
子育て支援総合センターこどもみらい館事務局長	(1) こどもみらい館の使用に関する事。
子育て支援総合センターこどもみらい館総務課長	(1) 図書その他の資料の利用及び貸出しに関する事。

別表第4を削る。

別表第3 児童福祉センター院長の項第10号中「並びに個人情報の取扱いの是正」を削る。

別表第3 総務課長及び第二児童福祉センター長の項第11号中「許可」の右に「又は1件賃料月額10,000円以下の普通財産の貸付け」を加える。

別表第3 第二児童福祉センター長並びに課長（第二児童福祉センターに置く課長を除く。）、発達障害者支援センター長及び第二児童相談所長の項第6号中「並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なもの」を削り、同表を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

	<ol style="list-style-type: none">(1) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の休暇、欠勤等の承認等に関すること。(2) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の出張及び復命に関すること。(3) 所属職員の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものにあつては、組織・人事担当局長が別に定めるものに限る。(4) 所属職員の営利企業等の従事の許可等に関すること。(5) 所属部長及びこれに準じる者以上の者の時間外勤務命令に関すること(6) 所属職員に係る京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則第7条による承認に関すること。(7) 審議会、審査会等の委員の委嘱及び解嘱並びに命免に関すること。(8) 行政財産の目的外使用の許可に関すること。(9) 普通財産の貸付けの決定及び契約に関すること。(10) 1件賃料月額1,000,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。(11) 本市の公有財産及び物品への広告の掲載の決定及び契約に関すること。
--	---

<p>保 健 所 長</p>	<p>ること。</p> <p>(12) 審査請求の処理に関すること。ただし、法令により議会に諮問することを必要とするものを除く。</p> <p>(13) 審議会、審査会等に対する諮問に関すること。</p> <p>(14) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち重要なものに関すること。</p> <p>(15) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち重要なものに関すること。</p> <p>(16) 京都市自動車放置防止条例第9条による撤去命令に関すること。</p> <p>(17) 所管施設の供用日及び供用時間の臨時の変更に関すること。</p> <p>(18) 後援名義及び協賛名義の使用許可並びに事務事業の共催に関すること。</p> <p>(19) 研究会、協議会その他関係団体への加入及びこれらの団体からの脱退に関すること。</p> <p>(20) 刊行物の発行に関すること。</p> <p>(21) 前各号に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る重要な事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関すること。</p> <p>(22) 前各号に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る政策及び重要な事務事業の計画及び実施に関すること。</p>
	<p>(1) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の6日以内の休暇、欠勤等の承認等に関すること。</p> <p>(2) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の4日以内の出張及び復命に関すること。</p> <p>(3) 所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。</p> <p>(4) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の時間外勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用</p>

<p>部長及び室長</p>	<p>の許可に関すること。</p> <p>(6) 1件賃料月額100,000円以下の普通財産の貸付けの決定及び契約に関すること。</p> <p>(7) 無償又は1件賃料月額100,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</p> <p>(8) 本市の公有財産及び物品への1件1,200,000円以下の広告の掲載の決定及び契約に関すること。</p> <p>(9) 広告付きの物品の無償譲受け（広告料の支払を受ける場合を含む。）の決定及び契約に関すること。</p> <p>(10) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。</p> <p>(11) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等に関すること。</p> <p>(12) 京都市自動車放置防止条例（次号において「条例」という。）第11条による廃自動車の認定に関すること。</p> <p>(13) 条例第12条による廃自動車の撤去及び処分に関すること。</p> <p>(14) 申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。</p> <p>(15) 告示及び公告の決定に関すること。</p> <p>(16) 市長祝辞，式辞，賞状等の作成に関すること。</p> <p>(17) 前各号に掲げる専決事項のほか，所管業務に係る事項で，許可，認可，承認等，これらの取消しの処分，指導，勧告，命令その他法令，条例等による権限の行使に関すること。</p> <p>(18) 前各号に掲げる専決事項のほか，所管業務に係る事務事業の計画及び実施に関すること。</p>
	<p>(1) 担当事務に係る申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。</p> <p>(2) 担当事務に係る告示及び公告の決定に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる専決事項のほか，担当事務に係る事項で，許可</p>

担 当 部 長	<p>，認可，承認等，これらの取消しの処分，指導，勧告，命令その他法令，条例等による権限の行使に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる専決事項のほか，担当事務に係る事務事業の計画及び実施に関すること。</p>
	<p>(1) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の6日以内の休暇，欠勤等の承認等に関すること。</p> <p>(2) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の4日以内の出張及び復命に関すること。</p> <p>(3) 所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし，職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。</p> <p>(4) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の時間外勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 1件50,000円以下の収入決定に関すること。</p> <p>(6) 使用料，手数料その他諸収入の減免に関すること。</p> <p>(7) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</p> <p>(8) 1件1,000,000円以下の建物，設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</p> <p>(9) 所管施設の使用に関すること。</p> <p>(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の費用の徴収額の決定に関すること。</p> <p>(11) 障害者総合支援法による介護給付費等及び地域相談支援給付費等の支給決定，受給者証の交付及び支給決定の取消しに関すること。ただし，精神障害者及び障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者」という。）に関するものに限る。</p> <p>(12) 障害者総合支援法による特定障害者特別給付費及び特例特定障</p>

<p>保健センター長</p>	<p>害者特別給付費の支給の決定に関する事。ただし、精神障害者及び難病患者に関するものに限る。</p> <p>(13) 障害者総合支援法による地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援、訪問入浴サービス及び日中一時支援に関するものに限る。）に関する事。ただし、精神障害者及び難病患者に関するものに限る。</p> <p>(14) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関する事。</p> <p>(15) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等に関する事。</p> <p>(16) 申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。</p> <p>(17) 軽易な刊行物の発行に関する事。</p> <p>(18) 負担の伴わない後援名義及び協賛名義の使用許可並びに事務事業の共催に関する事。</p> <p>(19) 軽易な集会、行事、催物その他これらに類するものの開催の決定に関する事。</p> <p>(20) 前各号に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関する事。</p>
	<p>(1) 所属職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事。</p> <p>(2) 所属職員の出張及び復命に関する事。</p> <p>(3) 所属職員の日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。</p> <p>(4) 所属職員の時間外勤務命令に関する事。</p> <p>(5) 支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものを除く。）の通知に関する事。</p> <p>(6) 使用料、手数料その他諸収入の徴収に関する事。</p> <p>(7) 1件100,000円以下の支出決定に関する事。</p> <p>(8) 旅費の支出決定に関する事。</p>

<p>課長及び医療衛生センター長</p>	<p>(9) 水道，ガス，電気及び電話の料金，清掃手数料その他定例的な経費の支出決定に関する事。</p> <p>(10) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。</p> <p>(11) 自動車重量税の支出決定に関する事。</p> <p>(12) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。</p> <p>(13) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。</p> <p>(14) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可又は1件賃料月額10,000円以下の普通財産の貸付けで，電柱，水道管，ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関する事。</p> <p>(15) 売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）の廃棄処分に関する事。</p> <p>(16) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。</p> <p>(17) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。</p> <p>(18) ホームページの作成に関する事。</p> <p>(19) 軽易な申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関する事。</p> <p>(20) 証明に関する事。</p> <p>(21) 軽易な公告の決定に関する事。</p>
<p>課長（保健センターに置く課長を除く。）及び医療衛生センター長</p>	<p>(1) この表に掲げる課長及び医療衛生センター長の専決事項のほか，所管業務に係る軽易又は定例的な事項で，許可，認可，承認等，これらの取消しの処分，指導，勧告，命令その他法令，条例等による権限の行使に関する事。</p> <p>(2) この表に掲げる課長及び医療衛生センター長の専決事項のほか，所管業務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関する事。</p>
	<p>(1) 補佐職員の休暇，欠勤等の承認等に関する事。</p>

担 当 課 長	<ul style="list-style-type: none"> (2) 補佐職員の出張及び復命に関すること。 (3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。 (4) 補佐職員の間外勤務命令に関すること。 (5) 担当事務に係るホームページの作成に関すること。 (6) 担当事務に係る軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。 (7) 担当事務に係る証明に関すること。
担当課長（保健センターに置く担当課長を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 担当事務に係る軽易な公告の決定に関すること。 (2) この表に掲げる担当課長の専決事項のほか、担当事務に係る軽易又は定例的な事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関すること。 (3) この表に掲げる担当課長の専決事項のほか、担当事務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関すること。
健康長寿のまち・京都推進室長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との審査及び支払の委託契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
医療衛生推進室長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 予防接種用接種液の調達決定及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。 (2) 予防接種法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による公費負担医療に係る経費の支出決定に関すること。 (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条及び第37条の2による公費負担医療の決定（結核に係るものに限る。）に関すること。 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条による療養費の支給及びこれに伴う支出決定に関すること。 (5) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との審

	<p>査及び支払の委託契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</p>
<p>子ども若者未来部長</p>	<p>(1) 児童福祉法及び母子保健法による公費負担医療に係る経費の支出決定に関すること。</p> <p>(2) 不妊治療等に係る助成金の交付決定に関すること。</p> <p>(3) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支出決定に関すること。</p> <p>(4) 障害者総合支援法による自立支援医療費の支出決定に関すること。ただし、育成医療に関するものに限る。</p> <p>(5) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との審査及び支払の委託契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</p>
<p>育成推進課長</p>	<p>(1) 母子保健法による療育医療の給付決定及びこれに要する費用の支給決定に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定並びに支給認定の変更及び取消しに関すること。</p> <p>(3) 児童福祉法による療育の給付決定に関すること。</p> <p>(4) 障害者総合支援法による自立支援医療費の支給認定、医療受給者証の交付並びに支給認定の変更及び取消しに関すること。ただし、育成医療に関するものに限る。</p>
<p>健康づくり推進課長</p>	<p>(1) 日直及び宿直に関すること。</p> <p>(2) 障害者総合支援法による介護給付費等及び地域相談支援給付費等の支給決定の変更に関すること。ただし、精神障害者及び難病患者に関するものに限る。</p> <p>(3) 障害者総合支援法による計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給に関すること。ただし、精神障害者及び難病患者に関するものに限る。</p> <p>(4) 障害者総合支援法による補装具費の支給決定に関すること。ただし、難病患者に関するものに限る。</p>

	(5) 障害者総合支援法による地域生活支援事業（日常生活用具の給付又は貸与に関するものに限る。）に関する事。ただし、精神障害者及び難病患者に関するものに限る。
--	---

別表第5事業所の長の項第7号中「並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なもの」を削る。

別表第5事業所の長（東京事務所長及び元離宮二条城事務所長を除く。）の項第10号中「許可」の右に「又は1件賃料月額10,000円以下の普通財産の貸付け」を加える。

別表第5課長の項中「課長」の右に「(元離宮二条城事務所総務課長を除く。)及び元離宮二条城事務所副所長」を加える。

別表第5交響楽団事務所長の項第15項中「許可」の右に「又は1件賃料月額10,000円以下の普通財産の貸付け」を加える。

別表第5元離宮二条城事務所長の項中「元離宮二条城事務所長」を「元離宮二条城事務所副所長」に改める。

別表第5元離宮二条城事務所次長の項中「元離宮二条城事務所次長」を「元離宮二条城事務所総務課長」に改め、同項第17号中「許可」の右に「又は1件賃料月額10,000円以下の普通財産の貸付け」を加える。

別表第5桃陽病院長の項を削る。

別表第5動物愛護センター所長の項の次に次の1項を加える。

桃陽病院長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1件20,000円以下の収入決定に関する事。 (2) 1件1,000,000円以下の薬品、医療機器及び診療用材料の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。 (3) 1件1,000,000円以下の建物、設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。
-------	---

別表第5福祉事務所保護課担当課長（保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課及び生活福祉部地域福祉課の課長及び担当課長をもって充てる担当課長を除く。）の項中「保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課及び生活福祉部地域福祉課」を「保健福祉局生活福祉部生活福祉課」に改める。

別表第6 保育所長の項中「保育所長」の右に「及び分園長」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)